

番号： 151209

国名：パレスチナ

担当：地球環境部水資源グループ水資源第一チーム

案件名：無収水対策プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年3月中旬から5月中旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.50M/M、現地 0.63M/M、合計 1.13M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間
5日 19日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月17日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ① 業務実施の基本方針 8点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ① 類似業務の経験 45点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③ 語学力 18点
 - ④ その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務：	各種評価調査
対象国／類似地域：	パレスチナ／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特に無し
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

パレスチナの主要な水源は地下水と河川水だが、一人当たりの水使用量は世界保健機構が定める 100L/日を大きく下回る、50~70L/日と推測されている(「Water in Palestine」, 2013)。加えて、既存水源からの供給量は減少傾向にあり、それらはイスラエルの管理下にあるものが多い。新たな水源開発(井戸の掘削など)にはイスラエルの許可が必要であり、実施の可否はパレスチナ・イスラエル間の政治情勢に多く左右される。このようにパレスチナにおける水供給には制約が多い一方、人口は増加傾向にあり水需給は逼迫している。さらに、パレスチナはイスラエルから高価な水を購入しており、その財政収支を圧迫する要因の一つにもなっている。

これらの問題に対しパレスチナ政府は、7つの基本政策を「National Water and Waste water Strategy for Palestine」として取り纏め、その中で“水道事業体に対する無収水量削減の奨励”を重要政策の一つとして挙げている。しかしながら、水道事業体は漏水の発見能力・水圧調整の技術力・違法接続の取締まり、料金徴収率が低い等の課題を抱えており、パレスチナの主要都市における無収水率は25~50%前後と低くはない。限られた水源を有効利用するために、無収水対策は重要な課題である。

かかる背景から、パレスチナ政府は無収水削減技術の向上を目的として、技術協力プロジェクト「無収水対策プロジェクト」(以下、本プロジェクト)を我が国に要請した。これを受け JICA は詳細計画策定調査(現地調査期間1)を2015年9月~12月に実施した。詳細計画策定調査(現地調査期間1)では、パレスチナ(ヨルダン川西岸地区)にて無収水対策を実施するための情報を広く収集することを目的とし、JICA は上水道セクター調査/無収水対策担当のコンサルタント(以下、技術コンサルタント)と契約し、JICA 及び技術コンサルタントにより、①ヨルダン川西岸地区における上水道セクターの概況を把握するためのセクター調査、②ヨルダン川西岸地区の主要11都市の水道事業体を対象としたキャパシティ・アセスメント調査(無収水の状況を含む)を実施した。さらに、②の調査結果を踏まえ、ジェニン市上下水道局及びジェニン市北部の11の自治体によって運営されている Joint Service Council (以下 JSC) ジェニンを本プロジェクトの協力対象候補として選定し、上記2事業体に関する詳細調査を行った。

この結果、JSC ジェニンに関しては既に優良事業体であることが判明した一方、ジェニン市上下水道局は西岸地区にある他の水道事業体と比較して、最も無収水率が高く(50%)、水道料金徴収率も低く(58%)、コストリカバリー率も悪いことが明らかになり、JICA による技術協力プロジェクト実施のニーズも高いことが判った。

このような背景から、ジェニン市上下水道局の水道事業実施能力向上を図ることを目的として、①現状把握、②事業計画立案、③無収水対策、④料金改定の検討、⑤パレスチナ水利庁(以下、PWA)や他の水道事業体との情報共有促進等を行うべく、技術協力プロジェクトの実施を検討する。協力内容のさらなる検討にあたり、必要な情報の収集、及び先方政府との協議を行い、本プロジェクトの実施体制、活動内容等、協力の詳細計画を策定し、プロジェクトに関する合意文書に署名するとともに、事前評価を行うために必要な情報を収集・分析することを目的として、詳細計画策定調査(現地調査期間2)を実施する。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

なお、業務の実施にあたっては“途上国の都市水道セクターおよび水道事業体に対するキャパシティ・アセスメントのためのハンドブック”を参照すること。

(JICA ホームページ :

[http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0301.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/149d75052d1dfdf14925776d0039cda1/\\$FILE/1_%E3%83%8F%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%96%E3%83%83%E3%82%AF\(%E6%9C%AC%E7%B7%A8\).pdf](http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0301.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/149d75052d1dfdf14925776d0039cda1/$FILE/1_%E3%83%8F%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%96%E3%83%83%E3%82%AF(%E6%9C%AC%E7%B7%A8).pdf) を参照)

具体的担当事項は次のとおりとする

- (1) 国内準備期間（2016年3月中旬から下旬）
- ① 要請背景・内容、及び詳細計画策定調査（現地調査期間1）の調査結果を把握（要請書、関連報告書等の資料、情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
 - ② 調査に必要な関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する。
 - ③ JICA 担当者、および技術コンサルタント（上水道セクター調査／無収水対策）と共に、ワークショップ案（2日間、各3時間程度（逐次通訳付）を想定）、プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operation）案を検討する。
 - ④ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地派遣期間（2016年3月下旬～4月中旬）
- ① JICA パレスチナ事務所との打ち合わせに参加する。
 - ② パレスチナ関係機関との協議及び、現地調査に参加する。必要に応じて技術コンサルタント（上水道セクター調査／無収水対策）が実施する情報収集にも協力する。
 - ③ PDMに関する協議の準備、および評価5項目の観点からプロジェクトを分析するために必要な範囲で以下の項目についての情報収集を行い、分析・検証する。これ以外にも調査・分析すべき内容があればプロポーザルにて提案する。
 - ア) 先方政府側（パレスチナ水利庁）の実施体制（組織、予算、人員配置に係るコミットメント等）
 - イ) ジェニン市役所及び上下水道局の実施体制
 - ウ) 経営・財務の状況
 - エ) 料金改定に係る情報
 - オ) ジェニン市上下水道局及び職員のキャパシティ
 - カ) プロジェクトの実施に必要な投入（専門家、研修、機材、C/Pの配置、ローカルコスト負担等）
 - ④ プロジェクト関係者が現存の課題について把握し分析することを通して、プロジェクトに対する当事者意識を育成すると共に、関係者間の意見統一を図ることを目的としてPCMワークショップを開催する。同ワークショップのファシリテータを行い、その結果を整理・分析し、結果をとりまとめる。また、C/P機関に対して、PDMの構成（項目の関連性やモニタリング指標）を説明する。
 - ⑤ 上記情報収集の結果を踏まえ、PDM案、PO案、R/D（Record of Discussions）案、及びM/M（Minutes of Meeting）案の作成に協力する。
 - ⑥ 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、プロジェクト計画にフィードバックを行うとともに事業事前評価表（案）の作成に協力する。
 - ⑦ 技術協力プロジェクトの詳細計画に係る協議に参加し支援する。具体的にはパレスチナ側からの意見について現地調査結果等を踏まえコメントし、妥当な詳細計画結果となるよう支援する。
 - ⑧ 現地調査結果をJICAパレスチナ事務所に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2016年4月中旬～5月上旬）
- ① プロジェクトを巡る状況分析や評価5項目等の観点からプロジェクト運営管理上のリスクを把握し、リスク管理チェックシートに必要な情報を記載する（とりまとめは技術コンサルタント（上水道セクター調査／無収水対策）が実施）。
 - ② 事業事前評価表（案）作成に協力する。
 - ③ 帰国報告会への参加、及び調査結果の報告を行う。
 - ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）の作成を行う。

※リスク管理チェックシートはプロジェクト実施の際に想定されるリスクを把握し、それに係る対応策を抽出することで、具体的なリスク回避・リスク軽減のアクションにつ

なげることを目的としている。別途、様式は JICA から提供する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊費等
航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含んで下さい。（見積書を計上してください）
航空便経路：東京⇄テルアビブ
- (2) 保険料
パレスチナは戦争特約対象地域の為、戦争特約保険料を追加してください。
- (3) 一般管理費等の上限加算
パレスチナは、治安状況を鑑み一般管理費等率の基準（上限）を 10%加算します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は 2016 年 3 月 27 日～4 月 14 日を予定しています。技術コンサルタント（上水道セクター調査／無収水対策）は 3 月 27 日～4 月 16 日、当機構の調査団員は 4 月 2 日～14 日の現地滞在を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下の通りです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 都市給水（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 上水道セクター調査／無収水対策（コンサルタント）
- オ) 評価分析（本件コンサルタント）

③ 便宜供与内容

当機構パレスチナ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舍手配：あり
- ウ) 車両借上げ：あり（全行程に対する移動車両の提供）
- エ) 通訳備上：あり
- オ) 現地日程のアレンジ：現地におけるヒアリング日程のアレンジ
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 業務に関する以下の資料を当機構地球環境部/水資源グループ/水資源第一チーム (Email:gegwt@jica.go.jp) にて配布します。希望される方は、本業務名をタイトルにしてメールを送付してください。
 - ・「パレスチナ無収水対策プロジェクト 上水道セクター調査報告書（案）」2015年
- ② 本業務に関連する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイトで開催されています。

(<http://libopac.jica.go.jp/>)

- ・ JICA報告書「パレスチナ援助戦略立案のための情報収集・確認調査ファイナルレポート」2012年
- ・ JICA報告書「パレスチナ ヨルダン溪谷および西岸北部地域における上水・産業・農業用水施設整備計画 準備調査報告書」2013年
- ・ JICA報告書「パレスチナ暫定自治政府 第二次西岸北部地区上水道整備計画基本設計調査報告書」2000年

③ 以下の資料がウェブサイトにて公開されています。

- ・ PWA 「Performance Monitoring of Water Service Providers in Palestine」2011年

(http://www.pseau.org/outils/ouvrages/pwa_performance_monitoring_of_water_service_providers_in_palestine_2011_2013.pdf)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結します。
見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成下さい。
- ③ パレスチナ国内での活動においては、JICA 安全管理措置を遵守するとともに、JICA 総務部安全管理室及びパレスチナ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じる事とします。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとします。

以上